

地方信用関係網形成史のための日英対比研究試論

愛媛大学法文学部教授 高橋基泰

目次

はじめに	書き込み
1 前提	〈伊勢暦の書き込み情報の発見〉
2 地域金融組織研究小史	〈講・無尽〉
〈教区宗教ギルド〉	5 新アプローチを用いて：ケンブリッジ州ウ
〈無尽・講〉	イリンガム教区礼拝堂保有地記録から
3 論点	〈1524年および1525年大特別税記録〉
〈ケンブリッジ州ウィリンガム教区〉	〈ジーザス学寮礼拝堂保有地会計記録〉
〈旧上田藩上塩尻村〉	結 論
4 新史料を用いて：旧上田藩上塩尻村伊勢暦	

はじめに

本稿は、目的として、日英の市場経済形成期における地域金融組織について、特にその信用と社会的共同性との存在形態の対比によって、近代的金融制度が登場する以前の特性を明らかにすることを試みる。そして、信託研究奨励金（信託協会）研究題目「近世英国地方信用関係網形成の研究：検認信託証書データベースの総合的活用」の成果公表の一部をなす。一部というのは、すでに筆者は、日本およびイギリスにおいて市場経済形成期に登場する農民の家・家計に着目し、市場経済化への村落社会の対応を地域小口金融（Micro Finance）の形成史として対比分析するための序論を本研究の成果の一環としても

のしているからである⁽¹⁾。

小口金融は、近年ではバングラディッシュの「グラミン銀行」等貧困層への低利融資で注目されるようになってきている。だが、貧困政策という含意を除けば、市場経済形成期における地域金融の担い手として様々な形態をとりながら広く世界各地に存在していたといつてよい。日本の場合、無尽や講はもちろん広い意味では「高利貸」として括られてきた金融組織や活動も、一定の条件下で小口金融機能を果たしていたと考えられる。他方、英国を含む西欧諸国・諸地域においても実態は同様であったと思われる。ところで、この時期の地域社会は様々な社会的共同性が存在し、市場活動と深い関わりを持っており、日欧各国・各地域で市場経済形成期に家計が形成されてくる事実を確認することができている⁽²⁾。だ

が本稿は、前稿で小口金融に焦点を絞っていたのを、金融組織の形成プロセスそのものがより多角的で広い観点からのアプローチを要求することを経験してきているため、その経験をも踏まえた試論をここにあらわすものである。ここでは、新たな史料にもとづき、当該期の日本における講や無尽といった小口金融組織をとりあげ、それを「信用」と社会的「共同性」の関係に着目しながら対比分析の基準とし、英国村落地域社会における小口金融の組織と活動の事例について再検討作業を行う。このことによって信用関係の存在形態を対比分析するためのアプローチ法構築を試みる。

1 前 提

筆者はこれまでに、イギリスにおける近世英国地方信用関係網形成について、経済史・人口史・系譜学および隣接諸領域の研究成果を集積し、現時点での研究水準を総括し、本研究の重要な基礎となる検認信託証書データベース生成を、既存英国遺言信託データベースに組み入れる形で遂行している。その過程で、新たな分析視角および国際対比の準拠枠を活用する方法論を、上記拙稿「小口金融に関する日英地域史の実証対比研究序論」にした。その内容は、以下ようになる。

英国の事例をみると、遺言書では魂の遺贈から始まり、自らの遺体の埋葬場所、近い家族、とくに未成年の子どもなどの扶養など、気にかかる事柄からより世俗の物品の遺贈などと続く。現物遺贈が金銭遺贈に比率で逆転されるのは17世紀に入ってからである。ここで着目されるのが、遺言書における債務の帳消しであり、地域規模とはいえ、教区を越えた地方金融市場が醸成されていることがわかる。他方、親族間、教区内での債権債務のやりとりも見られる。地域信用の起源こそたどれないが、一般化するのには16世紀中葉以降、数世代のうちである。このときに土地保有の

分極化が生じている。それは、転じて地方金融市場の発展を促した。

これに対して、日本の事例として18世紀中葉以降、蚕種業を主幹産業として発展する旧上田藩上塩尻村においては、村全体での同族・家の形成と人口増とを観察し、村民は、一時金の獲得を最大の目的に、遊休資金を分割投資という形で無尽に回していた。だが、家・同族の「確立」および形式化にともない、その無尽金融もより広域化・拡大化を見せる。市場機会の拡大に対応するこの小口金融の整備は、社会的資金の集中をもたらした地域金融組織を形成させた。

史料上に現れる地域金融組織とは信用関係網の形成であり、世代を重ねて累積されるとともに、比較的短距離の移動により最大半径約10キロメートルの範囲で形成されるという見通しがたつ。この見通しは、筆者のイギリスでの研究対象地であるウィリングム教区の属するケンブリッジ州に残存する、総計1万8,000件におよぶ遺言書の通覧を求めるものである。膨大な時間と手間がかかるために、先行研究は存在せず、筆者はケンブリッジ州全体をほぼカバーするイーリー主教管区裁判所管轄の検認記録をすべてデジタル・データとして通覧し続け、上記対比研究の研究視角の導入で、研究はいつそう深化している⁽³⁾。

この新たな分析視角および方法を、やはり筆者が20余年来参加する日本の上塩尻研究会の研究においても、イギリス経済史の立場から適用し続けている。なぜなら、イギリスでは、中世以来、地域における小口の金融組織の役割を担っていた教区宗教ギルドが、宗教改革における修道院解散とともに廃止となった。だが、日本では無尽講や頼母子講として近現代にまで存続し続けるからである。

上塩尻研究会では、すでに上塩尻村7つの主要家文書⁽⁴⁾に加え、周辺他家文書総計約3万点強のデジタルイメージについてのデータ化・目録化を進め、データ共有を自在にしている。そして本研究の遂行の中に、18世紀前

半の新史料が次々に出そろい、データの統合が総合モノグラフ・シリーズに結実しつつある⁽⁵⁾。ここでの無尽講を含む新発掘史料がもたらした知見は、18世紀中葉において、蚕種業の発展につれて、それを家業とする家々、および本家・分家の系譜関係による同族と家との生成を実証する。着目されるのは、家系および家計の形成と、無尽講などの地域金融組織との密な連動である。ところが、市場経済形成期における地域金融組織から地方銀行が形成されるまでの道筋は、日英双方、制度的なステレオタイプの説明がなされるものの、数世紀におよぶそのプロセスは依然として実態解明が十分とはいえないという点で共通することがわかった。

とくに、海外共同研究者であるC（クレイグ）・マルドルー教授との議論を重ねる中、イギリスの金融史とは、あくまでも1694年設立のイングランド銀行史以降のものであり、地方銀行については、1960年代の法制史または制度史的なものに限定され、しかもその後マルドルーにより1998年に公刊された『恩義の経済 *The Economy of Obligation*』まで、近世期英国における地方金融ネットワークの社会経済史的研究が体系的になされることはほとんどなかったのである。したがって、日本のイギリス経済史の専門家に限らず、金融論などの分野を専攻する研究者も、18世紀のイギリスにおける銀行の歴史というのは、実際のところよくわからない、という状態が続いているが、それは現地でも同様だったのである。以上が本研究の前提である。

2 地域金融組織研究小史

あらためて地域金融組織史としての学説をまとめてみると以下ようになる。

近世英国農村における地域金融資本の醸成については、M・スパフォードの『コントラスト・コミュニティーズ *Contrasting Communities*』をパイオニアとする⁽⁶⁾。そこ

では、ケンブリッジ州の対照的な3つの農村コミュニティを研究対象として、農民レベルでも多数存在した遺言書・遺産検認目録などを史料として重用し、債務免除という形で行われる一種の遺贈の事例もはじめて指摘された。それ以前には近世期農民レベルでの地域金融についての論考という系統だったものはほとんど皆無だったのである。それ以外に数え挙げると、同世代の研究者B. A. ホルダネスがもっぱら遺産目録を用い寡婦の金銭貸借業についてまとめたものがほぼ唯一であるが、モノグラフの文脈に位置づけてのものではない⁽⁷⁾。その後40年を経過しても、近世期庶民金融に関するまとまった著作という、やはり上記C. マルドルーの『恩義の経済』があるのみと言える⁽⁸⁾。この著作は、ケンブリッジ大学博士学位論文であるキングズ・リンの遺産目録2,000件ほどの遺産目録の分析を核として、16世紀以降、とくに17・18世紀以降の地域金融・信用供与について論じたものである。

もっとも地域金融資本が工業化に果たした役割については、プロト工業化論をめぐる研究の1つであるP. ハドソンの『産業資本の創成 *The Genesis of Industrial Capital*』が1750年から1850年までの時期におけるヨーク州ウェスト・ライディング地域の研究で一節設けて論じて以降、着目されている⁽⁹⁾。だが、工業化にいたらずとも、地方金融網はあり得たことは上記『コントラスト・コミュニティーズ』でも、とくに寡婦などによる小口金融において指摘がある⁽¹⁰⁾。しかしながら、その内容は系統だったものとしては明らかになっておらず、現在著作を準備しているマルドルーが、18世紀前半期サマセット州の小都市グラストンベリーで活動した私設公証人J. キャノンの領収書 *bill* 史料250編および日記の解読から始まる全国横断的な分析の踏査を完了するまで、その結果を待つ他ない。

同じ現象は、日本の金融史でも見られる。これは、現在の銀行制度から遡ってその銀行

の起源までを歴史とする、という英国と共通の姿勢に起因するものと思われる。となれば、近代的銀行ができるまでの形成史は、前史ということになり、日英、双方に解明の史料は、ただの塊として文書館の片隅にあり続けることを余儀なくされていたというのが実情である。それでも、日本の場合、無尽および頼母子・講が近代化し相互銀行の前身となったということは一般的にも言われることであり、地域金融組織のルーツとして認識されてはいた。

〈教区宗教ギルド〉

教区宗教ギルドは、日本で言えば講に相当するもので、聖者などを祀る形で組織された。イギリスの教区宗教ギルドは中世後期、14世紀ごろから文献資料に現れるようになり、16世紀中葉の宗教改革にともなう修道院解散の一環として廃絶されるまで、教区民間の相互扶助・慈善活動などの中心的役割を担っていた。もっともその研究となると、1919年のH. F. ウェストレークの古典となる著作以降まとまったものはなかった⁽¹¹⁾。だが、1990年代以降、遺言書の分析とともに教会役人会計記録を併用して地域単位で体系立って行われる研究群が登場し、教区宗教ギルド史の研究も連なるようにして現れている⁽¹²⁾。とりわけケンブリッジ州の宗教ギルドの歴史を描いたベインブリッジは、宗教ギルドは教区に1つと定まったものでもなく間教区で広い領域にまたがる場合もあるとした⁽¹³⁾。本稿でとりあげるウィリングム教区も属する旧イーリー司教管区内の広い範囲で重層して存在することもまれではなかったことを明らかにしている。

宗教改革にともなう修道院解散後、相互扶助・共済のあり方については、救貧法の地方における実施内容とともに、いまだに十分に説明がなされているとはいいがたい。地域単位の救貧制度についての古典、E. M. ハンプソン著『ケンブリッジ州における貧困の取り扱い *The Treatment of Poverty in Cambridgeshire*』があるが、その確たる変化

の内容は18世紀になるまで叙述されていない⁽¹⁴⁾。もっとも、教区単位で観察すると宗教改革期から救貧法定制・施行の時期に近親以外の親族関係への言及が増えているため、宗教ギルドでも教区隣人関係のみならず親族関係も区別しがたい形でコミュニティを形成していたものがそのまま機能していた⁽¹⁵⁾。その移行過程がケンブリッジ州ウィリングム教区における教区民遺言書の時系列的体系的分析において見てとれるからである⁽¹⁶⁾。まさにこの16・17世紀という時期に、実は遺言書そのものが、遺贈・相続行為という場面を通じて、中世教区宗教ギルドにおいて形成された機能を部分的ながらも果たしていたのであった⁽¹⁷⁾。

〈無尽・講〉

日本において対比研究に耐える村落の総合的モノグラフ研究というと、限定される⁽¹⁸⁾。古くは、戦前の岩手県石神村をはじめ、経営体としての「イエ」を総合的にとらえた有賀喜左衛門、そして、中村吉治らに代表される村落社会研究グループが、消費主体でもある経済主体という研究視角をもつてのイエ・ムラ社会論の研究成果を岩手県煙山村、ついで長野県今井村において残す⁽¹⁹⁾。そこでは社会が単なる土地占取の一体化した「共同体」ではなく、農業や種々の生業を行う家々の機能集団的な「家連合」であるとしたと見なすことができる。その成果を発展させる最近のモノグラフとしては、シリーズ第1巻および別巻を刊行した上塩尻村研究グループのものがある⁽²⁰⁾。

無尽・講についての研究としては、とくに法制史の分野において戦前からあるが、森嘉兵衛の古典的作品『無尽金融史論』が有名である⁽²¹⁾。その他にも畿内農村における講の地域金融市場での展開を著した福山昭『近世農村金融の構造』などの代表的な著作⁽²²⁾や、岩橋勝「大和郡山藩における領主的金融講」が藩財政の維持に関わる講を取り上げてい

る⁽²³⁾。また加藤慶一郎『近世後期経済発展の構造』で、米穀・金融市場との関連で近江商人中井家の講加入状況や、広島藩領内の講を分析した⁽²⁴⁾。さらに、本稿でとりあげる旧上田藩上塩尻村については、飯島千秋が永続講を含め、上塩尻における無尽講について既に紹介しているところである⁽²⁵⁾。

もっとも、金融史のアプローチとして、同族や家族・家の観点を導入したものは近世期においてはおよそ先行研究を見出せない。その理由については本稿の起草につながったとも言える。

3 論 点

本研究の核心は、英国における教区宗教ギルドに匹敵する日本の無尽講が存続し続けるとどうなるのか、という問いにあり、その問いはごく当然ながら、その起源はいつなのか、というさらなる問題を生む。金融組織としての無尽・講は奈良時代から知られているが、この上塩尻村においては、その主体となる各家・同族が成立して初めて論じることができる。18世紀中葉以降、蚕種業を主幹産業として発展する上塩尻村では、村全体での同族・家の形成と人口増とを観察できる。そして、上塩尻村研究は、家系図・宗門改帳で村内の人間関係が追えるという利点をもつ。したがって、家系図・宗門改帳データなどと各講の講員とを照合した上で、講が組織された論理や講の性格をも考察の範囲に入れるのである。

上塩尻村民は、一時金の獲得を最大の目的に、遊休資金を分割投資という形で無尽に回していたが、家・同族の「確立」にともない、その無尽金融もより広域に拡大を見せた。用途を決めて他に金を転ずることを意味する「転金」という、それまで見られなかった文言が天保期の文書に現れる⁽²⁶⁾。この過程は、「転金」という文言が象徴するように、もともとが共済・相互扶助という目的から出発し

た通常の無尽講が、明治以降の近代的金融組織につながる上塩尻村独特の永続講醸成の素地となったことを明示している。この事例は、地方銀行形成史全般に普遍化できるものなのか。すなわち、市場経済への対応として家計が成立した結果、近代的な地域金融組織が形成され地方銀行へとつながっていくのか。

とくに現在、上記マルドルーによって進められている、18世紀英国地方銀行または金融機関研究は、最終的には産業革命—工業化につながる地域金融資本の形成を描くことを含意としている。なにしろ、その直接の萌芽となる、信用取引の具体相として為替証書および公証覚え書き（ノート）について、イギリスではこれまでまったく誰も史料調査していなかったのである。P. ハドソンによって、いわゆるプロト工業化の英国における批判的検討がなされており、極端な事例として、教会における pew 座席（聖堂信者席・会衆席）も抵当 mortgage に出されている事例が紹介されている。そして産業革命と後年呼ばれるようになる工業化の主要な舞台となったイースト・ライディング地域を含むヨーク州の文書館でも、やはりまったくの手つかずの状態で束になっている deed（不動産譲渡証書）の体系的研究が待たれている。もっともその内容からして、そこで明らかになるのは信用取引形成史であり、この「公証人」記録文書の中の証書分析からは、銀行ないし金融機関の形成史は明らかにするのは困難と思われる。したがって「小口金融」の内容自体もそれぞれの歴史的脈で対比する必然性が生じるのである。少なくとも日本であれば、商取引における為替証書の形成史または信用取引（掛け売り）形成史といったような研究内容として、比較可能な研究テーマとなりうる。以下に述べるように上塩尻であれば、奥印帳にみられる借金証書の取り扱いと返済、そして蚕種商人の種場（顧客・市場）における蚕種掛け売りにみられる長期的な信用取引が分析の対象となる。

〈ケンブリッジ州ウィリンガム教区〉

現在ケンブリッジ州と領域において概ね重なるイーリー司教管区に残存する検認遺言書および遺産目録の通覧および分析を進めている。その意図は、ウィリンガム教区への言及のある、司教管区の他教区検認記録で拾い上げられるデータを全て集め、「外」からの情報を集積することである。それは、既にデータのある、ウィリンガム教区の「内」から他教区への広がりとの対比をおこなうことで、信用ネットワーク構築の過程をたどるといのが目的とする。そして、本稿の前提である、半径5マイル程度の同心円という際の根拠はここにある。いささか詳しく説明すると以下ようになる。

1518年から1720年代までの遺言書において言及された親族および(土地)財産の分布が、ウィリンガムではもっぱら高地 'Uplands' に偏している。ウーズ川という水の障壁は北方への言及を小さくさせているのである。一方、南方では、まずケンブリッジ市の市街地が控えている。もっとも、この町はわずか12マイル離れており、限界点を形成している。西方10マイルまでの範囲では、重粘土層地帯の教区への言及が密集している。この一帯は、16世紀および17世紀、一般に人口増の傾向にあった。ここで示される群塊は、入居者の起源に関して一つの手懸りとはなる。そして全ての移動がウィリンガムを中心に、最大14マイルまで、ほとんどは10マイルないし5マイルの範囲で行われている。付け加えれば、ロンドンには常に言及がいくらか見られるのである。それは、対比する日本における上塩尻の事例でも同様で、遠距離であっても江戸への移動は少数ケースではあるが、コンスタントに見られるところである。

〈旧上田藩上塩尻村〉

旧上田藩上塩尻村における家系図データ251件および上塩尻村宗門改帳(天明3年～慶應4年)からのデータ1,076件を利用するこ

とによって、奉公人労働力市場を含む人口移動に関する全体的俯瞰を行う。宗門改帳データ1,076件中、「村入」は511件、「村出」は408件、「村内」が158件であり、5対4と入超である。上塩尻村総人口は、宝暦・明和・安永期という18世紀中葉では増加を示し、その後天明期からはむしろ停滞という観があるが、それでも天保年間までは微増している。その原因は、出生より入超に求められる。村内での縁組および同族・マケ内の縁組は予想外に少ない。市場機会の広がりとともに、村内、近隣村、遠方へと姻戚関係が形成されていった。しかし、佐藤家総本家・筆頭分家などを除くと他領にまでおよぶ縁組は少ない。半径概ね10キロメートルに収まる領内であった。

遺言書 wills と deed (不動産譲渡証書) との共時性について。18世紀以前、少なくとも17世紀後半までの時期には、信用システムは口答であった。これは、たとえば農事奉公人が、大半が1年の年雇いであったが、その契約が口答でなされ、文書にされていないのと同様である。したがって、スパフォードや他の地域総合モノグラフでもあるように、負債の帳消しを遺言書で一種の遺贈としておこなわれた事例で偶然に見つかるのみである。

4 新史料を用いて：旧上田藩上塩尻村 伊勢暦書き込み

上塩尻の経験から、慣習とそれの運用者とは不離のものであるため、同時に生成されることがわかった。具体的には家と同族の形成である。家自体は子々孫々永劫の存続という信念(イデオロギー)を包摂するものであるが、実際には3世代程度でできあがるものであることが、18世紀前半から後半までの家系譜でたどることができる。それは蚕種業の発展と市場経済との連動が背後にある。家業の成立をみるのである。それ以前、前史についてたどることができれば、それぞれの信用関係網形成の過程が、各コミュニティにおける

共同性とあいまって家々がどのように成立するかと連動して、信用形成がなされるプロセスをたどることができると思われる。少なくとも、この新たな観点がこれは、イギリスでは遺言書および裁判所記録、教会役人記録、そして日記、日本では上塩尻の場合、伊勢暦への書き込みが情報をもたらすのである。

〈伊勢暦の書き込み情報の発見〉

伊勢暦は、近世期、土御門家（平安期の陰陽師として名高い安倍晴明を家祖とする）の暦の写本をもとに伊勢国宇治などの暦師が版行した暦である。伊勢神宮の御師（おし）がお札（ふだ）に添えて全国に配った。横長1メートルほどの1枚紙であり、覚え書きやメモを書き込むのにちょうど良い。現代のビジネス手帳のように、様式がほぼ同じで、日付が変わっていくだけ、という規格性が特徴である。藤本蚕業歴史館（上田市上塩尻）所蔵の伊勢暦は、貞享6（元禄2）（1689）年から明治6（1871）年までをカバーする⁽²⁷⁾。もっとも、同時代の証言としてもっばら着目する書き込みがあるのは、67ヶ年（重複2件）となる。元文2（1737）年から安永10（1781）年までと、安政5（1858）年以降慶応4（1868）年までが詳細な書き込みを見出すことができる⁽²⁸⁾。書き込みの内容は、善右衛門家の慶弔など私事のみならず、天候・災害・蚕種業をも含めた農事・市況や、一般の係争事件も含まれる。また、殿様講や無尽、伊勢講についても言及がある。もちろん、記録者の覚え書きであるため、何をメモするかは、記録者の関心にも左右され、包括的なものではない。しかし、少なくとも、この伊勢暦からの記録以外には記録のない事例も多くあり、とくに天候や作況など、貴重な情報源である。上塩尻村では宗門改帳が残存するのは、前者では宝暦期および明和期で重なり、後者でもほぼ重なる。また、佐藤善右衛門家文書「寛延3（1750）年以降無尽次第」での記録が残る1750年から1780年までの無尽・講の内容とも

照会が可能になるのである。

〈講・無尽〉

[元文2（1737）年]

この元文元年から、古い金100両を165両にするという、65%の改悪である。その認識がある上で、今後の金銭のやりとりが進むのである（「元文元 四月十二日ニ被仰出候文金ニ替ル尤割合ハ古金百両ヲ文金百六十五両ニ而引替ル也金銀之わり合別紙ニ□印置候」）。

[延享2（1745）年]

10月16日明け方に島弘講を善右衛門が勤めたという（「十六日晚ニ島弘講勤ル 米壺石式斗四升銭四貫三百五十文」⁽²⁹⁾）。

[宝暦4（1754）年]

宝暦4（1754）年9月には上田の大星社での奉加をしている（「上田大星之社之内秋葉山両町并ニ 去々奉加ニ而建立九月十一ニ夜遷宮ニ而」）。さらに、11月には殿様御無尽である。当番が塩尻組にあたり、2貫800文を善右衛門が取り分として、郷倉から受けとっている（「殿様御無尽当番塩尻組へ当 銭式貫八百文手前取分郷蔵へ受取」⁽³⁰⁾）。

[宝暦5（1755）年]

宝暦5年2月29日（閏年）、戸隠山で三社権現、九頭龍権現開帳に上がった（「二月廿九日戸隠山三社権現様同九頭龍権件江戸開帳ニ御上り」）。

[宝暦9（1759）年]

宝暦9年11月16日に殿様無尽か、3,000両の御無尽が開催され、村方には720両の割り当てがあった。その内、25両が四郎右衛門、20両原与左衛門、10両儀兵衛、20両嘉平次、10両茂兵衛、15両は助五郎・善右衛門・八右衛門（「十六日ニ御無尽御●●へ三千両被●●村方割ハ七百式十兩ニ御上ル此割付書參候右之内式十五兩四郎右衛門 式十兩与左衛門 十兩義兵衛 廿兩嘉平次 十兩茂兵衛 十五兩助五郎善右衛門八右衛門 右之通御割付被仰付候」）。11月27日には、庄屋の元で集金をし、28日に海野町善右衛門に都合し、

12月8日・9日、御領分180人前の御膳が御会所で下された（「十一月廿七日ニ金庄屋元へ集メ廿八日海野町善右衛門殿ニ而金都合被成御役人御兩人御出合割番●●御取上被成候十二月八九日兩日ニ御領分式百八十人前御会所ニ御膳被下候⁽³¹⁾」）。

[宝暦14 (1764) 年]

この年、上田藩主が寺社奉行に領内から1,000両の拠出を才覚させ、上塩尻村には30両の要求があった。そのため、5両から1両の範囲で拠出となり、善右衛門も2両出している（「殿様御寺社奉行ニ被仰付候依之御領分へ為才覚千兩被仰付□当村へ三十兩被仰たれそれ高五兩出シ方下壺兩迄ニ而人数十五六人ニ而出し四月十日ニ御役所上申候手前ニ而も式兩出し申候」）。

[明和4 (1767) 年]

領内で3,000両の無尽が設定され、善右衛門も20両を申しつけられ、12月6日郷倉に寄せた。当村としては2回102両となり、3年目、2年後丑年の明和6 (1769) 年までの3年分を3月8日に下されている（「御領分三千兩御無尽被遊町尤重達之ものそれノニ割合出シ手前も廿兩被仰付十二月六日郷藏へ寄せ申候当村百式兩也兩度之御無尽当亥方丑年迄三年分三月八日ニ被下候」⁽³²⁾）。

[明和6 (1769) 年]

1月にえびす講（「エヒス講」）。

明和6年11月8日には、庄屋の元へ手代および割番庄屋が来て、御用金の拠出を求められたので18兩・10兩与左衛門、22・17・10兩忠助、20・13・10兩長左衛門、20・30兩嘉平次、5・20兩忠之丞、5・20兩小左衛門で、しめて320兩也。そして、しめて90兩を11日に下り、また18日に40兩が下された（「庄や元へ八日ニ御手代様割番兩人御出被成御用金被仰付候十八拾兩 与左衛門 式十式七十兩忠助 式十三十兩 長左衛門 式三十良 加平次五式拾兩 忠之丞五式拾兩 小左衛門ノ三百廿兩也 同九十兩 去る十一日ニ御引被下候 又四十兩十八日ニ御引被下候」）。

さらに12月には、25兩を七兵衛、5兩加平次、5兩七左衛門、5兩小左衛門、20兩忠助、10兩忠之丞 に与左衛門は不明。20日までには上げている（「廿五兩七兵衛出ス 五兩加平次出ス 五兩七左衛門ノ五兩小左衛門ノ廿兩忠助ノ十兩忠之丞ノ 与左衛門ノ不知候メ廿日迄ニ上ケ申候右金子請取書村庄や元方出御上ノハ不被下候イブカシク被存候御手代御名暮田善右衛門様と申候割番ハ常田村藤右衛門殿諏訪部村宇兵衛殿ト申候」⁽³³⁾）。

[明和8 (1771) 年]

同年3月中旬より、西国から伊勢への祓い詣りが殊の外繁盛し、夏になり中国・関東も繁盛し、信州も同様であった（「一当三月中頃方西国方伊勢へ祓参り殊外繁昌夏ニ成中国関東同繁昌当国杯も同断也」）。11月には伊勢の御師が本を売りに回ってきて2度お祓いをした（「伊勢御師本売ニ御廻りニ□度御祓」⁽³⁴⁾）。

以上、住民調査や人口推計および親族関係の特定のための史料として、イギリスで言えば教区登録制度に匹敵する宗門改帳が残存する前からその導入直後の時期における伊勢暦の書き込みは、無尽・講に関する情報をももたらすことが明らかとなった。その状況は、個人の日記代わりの書きつけだからこそ、他にこれまで提供されることのない背景としてここで初めて知ることができるのである。もっとも、ここでの他の土地との連関を示すものとしては、伊勢神社・上田領内・塩尻組という言葉及にとどまる。

5 新アプローチを用いて：ケンブリッジ州ウィリンガム教区礼拝堂保有地記録から

それに対して、イギリスの場合、今回新たに検討する史料は幾分異なる情報群をもたらす。16世紀前半、教区登録制度導入（1539年）以前の英国、ケンブリッジ州ウィリンガム教区では入手可能なのは、1524年および1525年

の大特別税記録 Great Subsidies および1544年および1546年の大特別税調査記録が村内の主立った土地保有者の一覧をその課税査定額とともに表すのみで、後は遺言書記録および同教区に所領を一部有していたケンブリッジ大学ジーザス・カレッジ Jesus College の土地管理記録が部分的に情報を提供するに留まる。情報の散見性という点では日本の上塩尻村の場合と同様であり、これまで比較の俎上に上ることはなかったが、今回、対比的アプローチがそれを一定程度可能にする。

まず大まかな流れを見ると、1524-5年の大特別税・1544-7年特別税・1575年耕地調査記録・1603年地図・1660-70年代の炉税調査記録・1720年代の耕地調査記録を用いて、約200年間にわたるウィリಂಗム教区では、1つの家族が同一村落で全期間継続している事例は必ずしも多くはなく、2割前後である(図1)⁽³⁵⁾。1つの村落コミュニティにおける家族の存続を200年以上に渡って追跡した研究はそれほど多くはない。C.ハウエルは既に、レスター州キブワース・ハーコート教区における姓の転換を1280年から1700年という長きにわたってとらえ、1280年から1700年までの継続は8%、1500年から1700年までは16%であった⁽³⁶⁾。この点ではウィリングム教区の

事例と同様である。が、より都会に近い集落では、この数値がより低くなることはその流動性の高さからしても容易に予想できる。

〈1524年および1525年大特別税記録〉

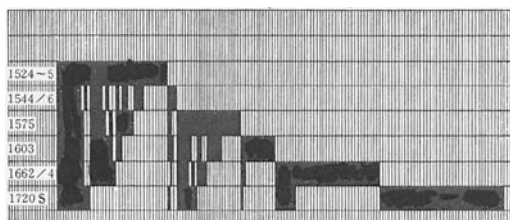
ウィリングムでは、1524-5年の大特別税の時期、最小限43の姓を記録する。個人数で言えば68名である(このうちのいく人かは、史料の破損箇所により同定不可能である)。200年後、約8世代後、1720年代の耕地調査記録には84姓が記録される。個々の世帯主数で言えば130名であり、こちらの84姓のうち13姓のみ(16%)が1524-5年にも記録されている。

個人数で数えると姓の数の場合より値が高いということは、1つの姓を共有する者が複数いることになるので、親族間での結びつきが強いということの意味する。また、ずっと継続する家系と言えば比較的裕福なのではないかと思いがちであるけれども、ウィリングムの場合はそうした富裕度は一定ではなく、時代を下るにつれ貧困の度合いが全体として強まってくるのである。もっとも、1524-5年当時で、43姓の家族のうち、22件が身内に賃金労働者、おそらくは土地無しの者がいた。一方で、その労働者を含んでいた家族のうち、3分の1にあたる7家族が200年後のウィリングムで姓を続かせているのである。

本稿での関心時である、教区登録簿による個人・親族関係の特定が可能になる以前の16世紀前半に焦点をしぼる(表1)。上述の200年間の観測で各姓(家族)の継続度および実勢から判断して、人数にして69名中58名はなんらかの形で1525年以降50年間、1570年代まで姓または家系をウィリングムで残している。姓・家系の数では36姓である。

階層分けの基準は以下ようになる。第1階層は大特別税で10ポンド以上の査定額になっている者である。その後の階層区分では1ヤードランド(約30エーカーから40エーカー)以上の保有者であり、本教区では裕福な者である。裕福なヨーマンと言える。第2階層は

図1 ウィリングムにおける姓の転換(家族単位)



出典：Public Record Office (P.R.O.), E179 81/126, 130 Subsidy Assessments, 1524; E179 81/142, 156, 159 Subsidy Assessments, 1525; E179/82/185, 200, 206 Subsidy Assessments, 1544/46; E179/84/436 Michaelmas Hearth Tax Returns, 1662; E179/84/437 Michaelmas Hearth Tax Returns, 1664; E179/244/22 Lady Day Hearth Tax Returns, 1666; E179/244/23 Lady Day Hearth Tax Returns, 1674; Cambridgeshire Record Office (C.R.O.) R59/14/5/8. (a)-(f) Town Terriers and Field Books.

表 1

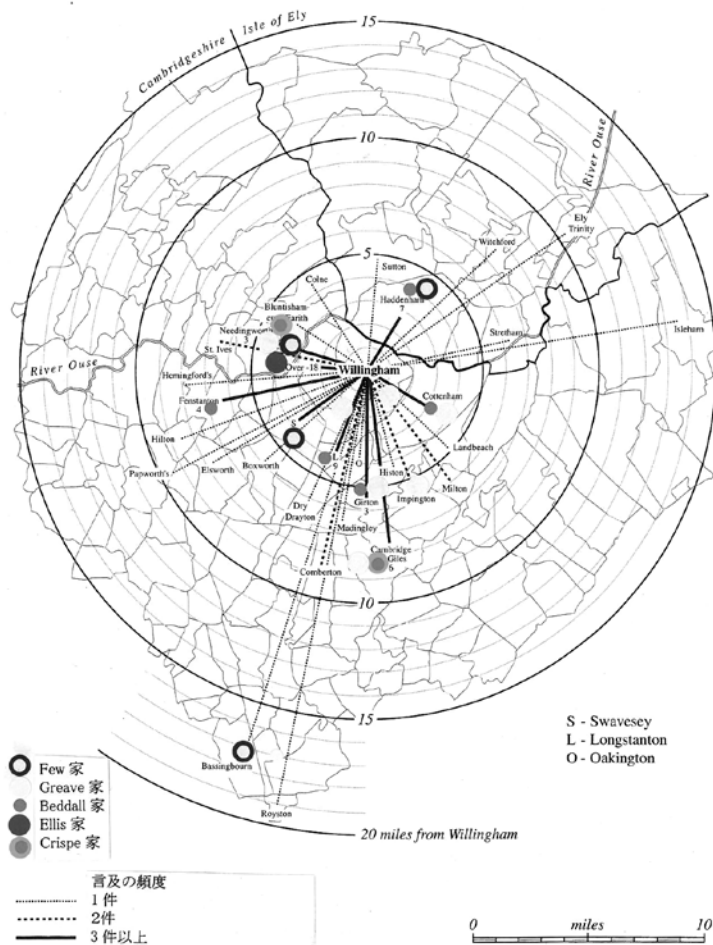
1495年 Jesus Chantry Land George Crispe 保有者	1502年 Jesus Chantry Land John Greve 譲渡者	1507年 Jesus Chantry Land John GreveJr 立会人	1500年代～遺言書	1524.5年大特別税	1530年代～遺言書	1544.6年大特別税	1550年代～遺言書
Henry Greve 保有者				William Crispe ②		William Crispe	William Crispe 1572年
John Greve 保有者	John Greve	John GreveJr 立会人	John Ingle 1520年	Thomas Greave ④ John Bedale ④ John Ingle ② Henry Ingle ② Robert Ingle ② Thomas Ingle ③ William Ingle ③	John Bedall 1528年	Thomas Greave William Biddall	Thomas Greave 1552年
				John Phew ①			
				John Botery 立会人			
				John Botery 立会人			
				Christopher Love ②			
				Richard Pearson ④			
				John Orynell ① Henry Orynell ①	John Orynell 1527年 Henry Orynell 1528年		
						George Orynell	
William Ellis 立会人				Robert Ellis ① John Ellis ③ John Ellis ③ John Ellis ④		Robert Ellis John Ellis	
			John Fromont younger 1519年	John Fromont ① John Fromont ④ William Clark	John Fromont 1539年 John Fromont 1556年 William Clark 1528年 William Clark 1546年		
				Nicholas Richardson ① Thomas Boyden ④ William Brasier	Thomas Richardson 1513年 Thomas Bowynden 1529年	Nicholas Richardson	
						Thomas Brasier John Brasier	
				Thomas Page ④	Thomas Page 1545年	William Page (wid.) William Page	William Brasier Sen 1558年 William Page 1557年 Thomas Page 1572年
				John Calcott			
					Mary Cawtkot		

税査定で、5ポンド以上10ポンド未満の者。後年の調査では半ヤードランド（約15エーカーから20エーカー）にあたり、ハズバンドマン層と言える。本教区のいわゆる主立ち層をなす。第3階層は30シリング以上5ポンド未満。後代の土地保有状況では15エーカー未満の零細農に匹敵する。小屋住み層である。第4階層は、大特別税では30シリング未満で査定されている者で、ほぼ土地無しであり、日雇い労働者とみなしうる。

以上の基準で見ていくと、1524年および1525年大特別税の査定で同一姓で構成員が複

数存在する姓は14件であり、人数にすると36名である。Ingle家が5名で最大となり、続いて4名の構成員を登場させるのがEllis家とLamb家。Bissell家が3名で、残る10姓は2名ずつとなる。なお、査定額で4層に分けると上位1層だけで構成員が査定されているのは、3名までの姓では見あたらず、かろうじてJohnおよびHenryのOrynell家のみであり、後は、第2層だけの姓も見られない。むしろ、賃金労働者か同等で査定されている第4層の者を含む姓が10姓もあるのである。すなわち、14姓中10名、7割が身内に土地無

図2 ウィリಂಗム教区遺言書および礼拝堂保有地会計記録に見られる他教区への言及：主要5家族の家族別分布



しか零細保有農を含むという結果が出た。この結果は、しかし、1524年または1525年段階では John 1 名のみ査定されている Biddall (Bidale) 家がこの教区一村の1つの典型として挙げられるように、実は必ずしも意外というものでもない。であればこそ、相互扶助は現金流通の割合の少ない時代にはより必要になったものと推測できるのである。

既に得ている情報として、ウィリングム教区における遺言書に見られる他教区への言及の範囲が示すには、16・17世紀全般、教区北辺を形成するウーズ川は、教区民の外との交流にとっては便宜でもあったが障壁ともなった。教区民の親族関係および土地保有は川を越えて、よりもケンブリッジ市を含む南に展開する傾向にあったからである⁽³⁷⁾。とは言え、家族ごとにその分布も異なるであろうし、時期を経た変遷もある。ウィリングムを含むウーズ川沿いの教区群は、フェン大沼沢地の縁辺にあった。16・17世紀にかけて当教区においては人口が増加するのは流入が主たる要因と思われるが、流入のルートとしてこの河川交通と生活の基盤を提供するコモنز―共同用益地の存在はきわめて重要であった。その場合、親族関係を含む既存の関係による、なんらかの伝手を頼ってこの教区にいたと考えるのがむしろ自然である。近世期人口移動についての古典を著した中で、農村から都市への移動について P. クラークが、事例を示している⁽³⁸⁾。そのような血縁・地縁関係は、やはり重層をなす共同性の歴史的体现である中世以来の教区宗教ギルドに通底すると思われる。

〈ジーザス学寮礼拝堂保有地会計記録〉

中世以来、この教区宗教ギルドとの関連で、宗教革命―修道院解散以前の遺言書でも教会堂付属の礼拝堂 chantry において祖先の冥福を祈り、燈明を上げるための遺贈は珍しいことではない。先のジーザス・カレッジ所蔵の文書にも、礼拝堂保有地と付随する共同用益

権についての会計簿がある⁽³⁹⁾。当該礼拝堂保有地は修道院領解散にともないジーザス・カレッジに寄贈されていたため⁽⁴⁰⁾、この会計簿が来歴を語る。

1495年の段階でジョン・デヴェリンの相続人である息子ウォルター・デヴェリンはウィリングムにおける屋敷地およびウィリングムとオーヴァー両教区に土地を保有していた。それはしかるべき法的手続きを経て1496年10月5日には13名の者の手に渡る。その13名の中にはヘンリー・グレイブ Henry Greve、ジョン・グレイブ John Greve、ジョージ・クリस्प George Crispe が名を連ねている。また証人（立会人）witness として5名の名があり、その中にはトマス・アダムス Thomas Adams、ロジャー・オリネル Roger Orynell、ウィリアム・エリス William Elis というウィリングムの主だった土地保有者が含まれる。

続いて1502年3月20日にジョン・グレイブ John Greve ともう1人がイーリー・サットン Sutton of Ely 在の人物にウィリングムにおける所領を引き渡し、同年同月29日にその所領はさらに贈与・封土公示譲渡 Gift and Feoffment のかたちをとり3名の人物に渡っている。その3名のうち2名はすでに名前があがっているウィリングム住民トマス・アダムおよびジョン・サーモン John Salmon である⁽⁴¹⁾。5年後の1507年にこの土地は封土譲受人の変更ということで5名の者に譲渡される。その5名はオーヴァー Over、リントン Linton、ガートン Girton、ハートフォード州 Hertford 州バレクウェイ教区 Barekway 在であり、最後の者は除き、ウィリングム教区民の遺言書に言及される他教区との関わり合いがここでも見てとれる。それを裏づけるように証人（立会人）として名を連ねるのがジョン・グレイブ・ジュニア John Greve jun、ジョン・アダム John Adam、ロバート・バタリイ Robert Botery (Buttery)、ジョン・サーモン・ジュニア John Salmon jun、ロバ

ート・サーモン Robert Salmon、ウィリアム・アダムス・ジュニア William Adams junらを含む16名であった。

この後、1524年および1525年の大特別税においてエリス Elys (Eliss) 家・ページ家 Page 家・クラーク Clerk 家・イングル Ingle 家・フロモンド Fromond 家・ビダル Bedale (Beddall) 家・ラッゲ Ragge 家、さらにヒュー Fewe (Phew) 家、など後の沼沢地役人を出す、村の中核層は、この時期にほぼ出現することになる。上記の礼拝堂保有地 Chantry Land も世代を重ね、ヘンリー 8 世による修道院領解散により Jesus College の保有となり、1534年に、この土地は大きく8つにわけられ、すべて60年期定期で借地に出されているのである⁽⁴²⁾。

なお、修道院領解散にあたり以前からの譲受者のみならず新来の者もその借地人として登場する。その1人がウィリಂಗムにおける Few 家の家祖ロジャー・ヒュー Roger Few である。1524年および1525年の大特別税記録には、ジョン・ヒュー John Phew が第1層で現れており、このロジャーとの関係は不明である。ロジャーがこの会計簿で最初に登場するのは17年後、1542年12月20日の Dr. Reston (ジーザス・カレッジ Jesus College の寮長か) が上述、礼拝堂保有地を購入した際の借地についての記載である。借地8件の中の1件としてあった屋敷地に耕作地を7エーカー、牧草地を2ルー、沼沢地を半ルーを借用するものとされた⁽⁴³⁾。いずれにせよ、このロジャーを家祖とするヒュー家はその後「細く長く」続く家系として現在にいたるのである⁽⁴⁴⁾。

もともとヒュー Few/Phew という姓は、エドワード2世(在位1307年-1327年)期の特別税 Lay Subsidy 記録によれば、ケンブリッジ州における課税者で同定しうる姓を名乗る人物は6名おり、スウェイブシー Swavesey、ハデナム Haddenham、ファットン Whaddon、バッシングボーン

Bassingbourn、ラッティング Wratting、ウッド・ディットン Wood Ditton と散在している。宗教革命以後礼拝堂保有地は、1534年よりこの土地は多数の60年期の定期借地となった。その際従来からの受託者のみならず新顔としてこのロジャー・ヒューも登場する。その時点で彼は50代であったため、その息子 Richard に子 Richard、Roger には孫が生まれている。1549年までには借地人の名義は息子の Richard になっているが、彼は早世したらしく、1553年には寡婦となった Margery がその土地の名義人となっているのである。しかし1556年12月21日には Margery も遺言書を残し間もなく死亡する。彼女の遺言書の内容からして、ごく典型的な村民であったと見なすことができる⁽⁴⁵⁾。

ウィリಂಗム教区の遺言書における他教区への言及の分布については既に論じた通り約7マイル程度離れたケンブリッジ市が概ねの限界であり、ほとんどが半径5マイルの同心円に収束することが判明している⁽⁴⁶⁾。もっとも、すでに共同用益地のところでも触れた通り、各家族に他教区との関わり契機は当然ながら異なる。

ジーザス・カレッジの会計記録でも15世紀末には登場するのがクリスプ家およびグレイヴ家である。この両家は遺言書の残り方でも数が多く安定的である。クリスプ家はジェントルマンには及ばないにせよ、少なくともヨーマンであることは自他ともに認められる家系である。だが、その言及はきわめて意外にもオーヴァーを除いてケンブリッジ市(カレッジ)にとどまるのである。もっとも、クリスプ家の場合にはそのうちの幾名かはカンタベリ大司(主)教管区裁判所にて検認を受けている。その場合には原則としてその所領が複数州にまたがる場合とされており、これだけで彼らの「世界」と断ずるわけにもいかない。

グレイヴ家はどうか。クリスプ家よりも地味であり、また『コントラストイング・コミ

ユニティーズ』でもエリス家とならびウィリಂಗム教区における「家族の土地」を守り、収束度の高い家系とされている⁽⁴⁷⁾。そしてこちらの方はクリスプ家とは逆に、鬼西隣教区のオーヴァーにも先述のように足がかりを持つとともに、ウィリಂಗムからケンブリッジ市までの教区を東南方向の数珠繋ぎにその分布をたどることができるという展開を示している。これは、ジーザス・カレッジ学寮の60年定期借地となった礼拝堂保有地での関与の仕方にも反映すると考えたい。すなわち、その「家族の土地」を守る場合にもそれを支える素地を培っていたことの現れとみることができる。信用関係形成もこのラインに沿って進展したものと考えるのが自然である。ところが対照的に、16世紀以降17世紀にいたるまでの期間、ウィリングム教区で同じ「家族の土地」を守っていたとされたエリス家は、西隣のオーヴァー教区に1件の言及を見るばかりである。これは件のジーザス・カレッジゆかりの土地に関わるものと思われる。

ジーザス・カレッジ学寮・礼拝堂保有地における記録に当該保有民として存在が確認でき、また1524年および1525年大特別税記録でも登場するジョン・ビダル以降、この家系の典型的なウィリングム・ハズバンドマンの家系であるビダル家の比較的広範囲の分布は信用関係の広がりを示唆するものである。北はウーズ川を越えてアイル・オブ・イーリーに属するハデナム教区、東はコテナム教区、南はケンブリッジ市まで、その手前のガートン教区にも。西はハンティンドン州のフェンスタントン教区にまで。もっとも隣教区であるロングスタントンとの関係が相対的に深かったようである。この半径約5マイルの範囲でビダル家の生活圏が築かれていたものといえるだろう。

くわえて、比較的新参とみなしうるヒューFew家はどうか。これはジーザス・カレッジ関係でのオーヴァー教区に1件のみである⁽⁴⁸⁾。

結 論

従来、研究対象となるコミュニティ構成員の家族および個人の特定が可能な登録簿や人口センサスの諸記録が残る以前の時期については、地域社会の形成とともに金融組織・金融関係のあり方も具体的な内容を系統立って分析することは断念されていた。しかし、本信託研究の試みとして、異なる歴史的背景をもつ2つの研究対象において、最初から差異を見出して終わり、というのではなく、まず共通点・相似点から始まり、相違点を見出そうとする対比研究的アプローチにより、一定程度、欠落情報を補うことが可能となった。英国のケンブリッジ州ウィリಂಗム教区の場合には、1550年代から残存が開始される教区登録簿であり、日本の旧上田藩土塩尻村の場合には宝暦7（1757）年以降残存する宗門改帳である。今回の試みにより、英国の教区宗教ギルドに相当する日本の無尽・講について、英国が16世紀中葉の宗教改革による修道院解散で教区宗教ギルドが廃止となったのに対して、日本の無尽・講は金融講として転化し、江戸幕末期の永続講を経て、明治以降の近代的金融組織へと現代にいたるまで存続する。したがって、日本の事例と対比させることで、英国の事例の特徴を検出する作業を進めた。その過程で英国の共同研究者との議論を経、研究者の共通認識がごく基本的なところで、根拠のないままに形成されていたことが研究史上の検討で明らかとなっている。それは、日本の金融史の研究がもっぱらイギリスのイングランド銀行設立（1694年）以降の制度的研究を「輸入」して出発しているため、日本の事例でも近代的金融組織の形成から金融史を実質的に開始し、それ以前は「前史」であることを余儀なくされてきたからと推察する。そして、その前史にしても、今回の対比研究で明らかになったように、数世代という比較的短時間—半世紀—において、コミュ

ニティの核となる家族そして一族（同族）が形成され、いったん形成されてしまうと、単に記録がない、ということだけかもしれないが、先祖代々として、であればこそ、家の存続も子々孫々にまで、ということになるのだが、あたかも有史以前からそこにあるかのような錯覚を同時代人も抱きがちであった。だが、実際には、英国の場合には遺言書が、日本の場合には伊勢講と連動する伊勢暦における書き込みが、「有史」以前の情報を片鱗ではあるが、それぞれの信用関係および金融組織の存在を示すものである。そこには親族関係および他の共同性が重層をなしており、ここに本稿は金融における共同性を見出すのである。今回の知見は欧州大陸における教区宗教ギルドに匹敵する存在の対比研究および、金融史「本家」である英国における信用関係の実証研究を促すことにもなる。

【注】

- (1) 拙稿「小口金融に関する日英地域史的実証対比研究序論」愛媛経済学会『愛媛経済論集』37/1、2017年。
- (2) 拙稿「総論：家計と消費」、『比較家族史研究』31、4-21頁、2016年。
- (3) 拙著『イギリス検認遺言書の歴史』東京経済情報出版、2016年。
- (4) 佐藤嘉平治家・佐藤善右衛門家・佐藤隆一家・山崎忠男家・清水助五郎家・馬場直次郎家・原與平次家。
- (5) 長谷部弘・高橋基泰・山内太他編著『近世上田領上塩尻村の総合研究』第1巻『地域社会と共同性』、刀水書房、2009年；第2巻『市場経済化と共同性』2019年刊行予定。
- (6) M. Spufford, *Contrasting Communities* (Cambridge, 1974).
- (7) B. A. Holderness, 'Widows in Pre-industrial Society', in R. M. Smith, ed., *Family, Land and Family-cycle* (Cambridge, 1984); do., 'Credit in a Rural Community, 1660-1800', *Midland History*, 3 (1975). そもそもコミュニティや村落レベルで時系列をたどる総合的モノグラフは、極めて時間と労力を要する上に、研究および技術水準の深化とともに調査項目・分析視角が増えていくものであるから、イギリス本国においてもその成果は依然として多いとは言えない。
- (8) C. Muldrew, *The Economy of Obligation* (Basingstoke, 1998).
- (9) P. Hudson, *The Genesis of Industrial Capital, Trade Credit and the Growth* (Cambridge, 1985), pp.182-203.
- (10) もっとも、その体系的分析については、レスター大学地方史研究学部同窓であったJ. レイヴェンスデールとの共同論文を発表する予定のまま、遂に果たされていない地域の歴史および史料に造詣が深い両者であり、その共同作業の成果はさぞか大きなものだったと想像するが、レイヴェンスデールは早くに故人となり、先年スパフォードも享年を迎えた（2014年）。
- (11) H. F. Westlake, *The Parish Gilds of Medeval England* (London, 1919).
- (12) 遺言書や教会役人会計記録などの史料を体系的・集中的に用いた地域研究として優れたものとして西部デヴォン州モラベス村 Morabeth において宗教改革に直面した教区司祭および村民の対応を克明に描いたE. ダフィの『モラベスの声 *The Voice of Morebeth*』を画期としたい。また先行して、B. キュミン、V. R. ベインブリッジらが、教区ギルドに宗教的意義のみならず政治・社会・経済各側面にも照射している；E. Duffy, *The Voice of Morebeth* (Yale, 2001); B. Kumin, *The Shaping of a Community* (Aldershot, 1996).
- (13) V. R. Bainbridge, *Gilds in the Medieval Countryside: Social and Religious Change in Cambridgeshire c1350-1558* (Woolbridge, 1996).

- (14) E. M. Hampson, *The Treatment of Poverty in Cambridgeshire* (Cambridge, 1934).
- (15) それでも最近のS. ヒンドルやI. K. ベン・アモスがテーマ横断的に全国を見渡す事例をまとめているために、動向を探ることはできており、とくにそこで見出される多層性こそが、本対比研究にも接近のための道筋を提供する、S. Hindle, *On the Parish?* (Oxford, 2004) ; I. K. Ben-Amos, *The Culture of Giving* (Cambridge, 2008). ヒンドルは、自身モノグラフを準備中であり、英国農村社会の政治・社会的分析を教区単位で精力的に行い、教区レベルでの共同性に関して論じている。さらに、ベン・アモス『近世英国における非公式扶助と贈答の文化』は、近世英国における私的扶助および贈答の文化をとりあげ、特に農村社会においても公的扶助および私的互助でも種々の段階が観察でき、それらを総体として見るのが肝要としている。そこで史料上に知覚される、親族ネットワークなど「semi-formal 半公式」の組織は、日本でいう同族と重なる部分も大きい。
- (16) 拙著『村の相伝・近代英国編—親族構造・相続慣行・世代継承—』刀水書房、1999年、第7章・第8章。
- (17) 拙著『村の相伝・近代英国編』、第7章。
- (18) 日英村落対比研究の方法および方法論については、拙稿「日英村落史的対比研究方法論・2011」『東北学院大学経済学論集』、177、2011年で整理した通りである。
- (19) 有賀喜左衛門『大家族制度と名子制度』、有賀喜左衛門著作集3、未来社、1967年；中村吉治『村落構造の史的分析』御茶ノ水書房、1980年（旧版1956年）；中村吉治・嶋田隆・八木明夫・村長利根朗『解体期封建農村の研究』創文社、1962年。
- (20) 長谷部弘・高橋基泰・山内太編著『近世日本の地域社会と共同性—近世上田領上塩尻村の総合研究 I—』刀水書房、2009年；同編著『飢饉・市場経済・村落社会—天保の凶作からみた上塩尻村—』刀水書房、2010年。
- (21) 森嘉兵衛『無尽金融史論』（森嘉兵衛著作集2）法政大学出版局、1982年。
- (22) 福山昭『近世農村金融の構造』雄山閣出版、1975年。
- (23) 岩橋勝「幕末期近江における領主的金融講—大和郡山藩領について」『大阪大学経済学』16/1、1966年；「大和郡山藩における領主的金融講」（宮本又次編著『史的研究 金融機構と商業経営』清文堂出版、1967年）。頼母子講を共済・保険思想の源流と位置づけたのは、小林惟司「近世先進地帯畿内における頼母子講の一考察」『三田学会雑誌』79/3、1986年である。
- (24) 加藤慶一郎『近世後期経済発展の構造』清文堂出版、2001年。
- (25) 飯島千秋「幕末期における蚕種業の展開と農村金融」、信濃、29/7、1977；大口勇次郎「4 金融関係—1830年代・上塩尻村—」『日本経済史体系4 近世』、東京大学出版会、1965年（第七章「商品生産の発展と農村構造の変質」、p.291では、上塩尻村第一の同族である佐藤家が天保期に10数種類の講に加入していたことへの言及がある。
- (26) 拙稿「小口金融に関する日英地域史の実証対比研究序論」。
- (27) 上田市藤本蚕業歴史館、史料番号VI /3/ 1-1~161。初期のものは、貞享6年、元禄13（1700）年、享保4（1719）年、享保14（1729）年、享保17（1732）年、享保19（1734）年と間が開く。が、享保21（1736）年以降は、ほぼ連続している。
- (28) 拙編「資料・旧上田藩上塩尻村伊勢曆書き込み・1」『国際比較研究』第15号、2019年。
- (29) 背景としては、この年の4月27日から5月1日まで雨降りが途絶えず、出水となった（「廿七日を雨ふり始メ五月朔日晚迄夜中降申候水出候而橋落申候」）。さらに翌5月23日奥の下・若宮・芝原あたりで氷が

降るといふ現象が生じ、麦や木綿が根絶やしになる被害が出た（「五月廿三日奥ノ下ニ□□□若宮芝原辺水ふり麦作其外木綿菘本もなし」）。異常であるとともに不吉であった。なお、それと相前後して佐藤家分家では筆頭の八郎右衛門家の次席になる、半弥宅で出火があった。5月20日である（「五月廿日之夜ルハツ時ニ半弥所ニ出火丑子ノ角少シニ而消留候」）。

(30) 2月24日小諸および上田常田村で出火をみた（「廿四日夜小諸荒町出火家数五十軒程同日夜上田常田村出火家数十三件焼」）。が、3月に水が出て（「廿● ●いまへ水入テ吉シ」）5月26日に雨が降り、とくに6月11日に「横降り」となる暴風雨をみた（「五月廿六日ニふり申候又六月十一日ニ よこふり申候」）。ところが、6月は大日照りとなり雨乞いがなされているが、領内全域でまったく雨が降らない状況が7月10日まで、のべ45・46日降らないという事態となった（「大日照り御領分へ不残雨こい被仰付候へ共一円ふり不申漸々七月十日ニ成候而ふり申候四十五六日之ひてり也」）。

(31) この年6月8日に上塩尻村では直接の被害は報じられていないが、領内につむじ風（竜巻か）が発生している。2軒が巻き上げられ、16軒は吹き倒された上、2名が行方不明となったあげく、大穴を残している（「●八日夕立ニ●尾村ツムジ●吹家式軒まき上ケ其外拾六軒吹タヲシ人も式人見へ不申田八升ノ処ヲ大穴ニ掘り土ヲ吹払ひ申候」）。7月になると22日から雨が降り出した（「廿二日ヨリ雨フリ出シ」）。

(32) 上塩尻または上田藩領でも目立った災害の記載はないが、7月12日の尾張藩名古屋での水害は甚大で書き込みがある。24万石分の米が流出し、流された者は4万5千人ほどと大惨事であった（「七月十二日尾州名古屋満水ツヨク廿四万石程流申由流死四万五千人程之由承候」）。

(33) 明和6年7月にほうき星と思われる星が三重の星（オリオン座三連星？）の近辺に出現した（「頃日刁卯ノ間夜ハハツ時三重之星北ニ当り星ニツ并上ノ星光り筋甲西間へ通し光ル皆人ほうき星ト云也夜七ツ時出ル也九月初方不出候」）。同月は日照りが続いており、15日から雨乞いが始まったが、今回は翌日に雨が降ったため、組中でお礼参りをしたのである（「十五日方雨乞被仰付岑コクウ蔵ニ而十六日ふり申十七日ニ組中遊御礼参り」）。その後も断続的に降っている（「有之十七日ニも弥ふり申候先月廿三日能雨ふりそれ方てり廿二日目ニ而フルナリ」）。

(34) この年は5月に日照りをみたが、28日に田植えをするところまではいった（「三日ニ雨昼時マテフリ地三寸程シメリ日照ニ付山崎へ秋和村長田之通シ水廿五日方願之所埒明不申候ニ付廿七日ニ御上へ願候所同日晩方被仰廿八日方田植申候」）。5月24日から雨乞いをし、6月4日あたりからようやく降雨をみたのである（「五月廿四五日方御領分ノ中雨乞被仰付候六月四日方村ト岑虚空蔵ニ而雨乞五日晩方方ふり六日ニもふり式三寸ほどしめり申候八日夜ふり」）。

(35) 拙著『村の相伝・近代英国編』172頁、図4-1。ここで用いられた史料は以下のようなになる。Public Records Office (P. R. O.) E179/81/126, 130 Subsidy Assessments, 1524, E179/81/142, 156, 159 Subsidy Assessments, 1525, E179/82/185, 200, 206 Subsidy Assessments, 1544/46, E179/84/436 Michaelmas Hearth Tax Returns, 1662, E179/84/437 Micaelmas Hearth Tax Returns, 1664, E179/244/22 Lady Day Hearth Tax Returns, 1666, E179/244/23 Lady Day Hearth Tax Returns, 1674; Cambridgeshire Archives (C.A.) Li/118 Court Rolls (1547-1602), P50/28/54 Nine Sheets of Parish Accounts (1567-1590), P127/28/10 Map Town Land,

- R59/14/5/8 (a)-(f) Town Terriers and Field Books, Willingham Parish Registers; C.A. and Cambridge University Library (C. U. L.) Willingham Original Wills, Willingham Registered Wills.
- (36) W. G. Hoskins, *The Midland Peasant* (London, 1957), pp.195-6, C. Howell, "Peasant Inheritance Customs", in J. Goody et. al. eds., *Family and Inheritance* (Cambridge, 1976), pp.123-8, とくに fig.1, また、*Land, Family and Inheritance in Transition*, pp.240-4, Fig. 16.
- (37) 拙著『村の相伝』。
- (38) P. Clark, また最近では R. グラスビーも親族関係と資本主義の積極的関連をビジネス・ネットワークの見地から包括的な著作を公刊したが、そうした寄る辺としての親族の役割を指摘している通りである R. Grassby.
- (39) 拙著『村の相伝』拙著『村の相伝』で紹介した、尼僧である娘にウィリンガムにおける共同用益地において白鳥飼育権を遺言書で遺贈したロンドン商人 J・デヴェリンの保有していた。
- (40) ジーザス学寮 Jesu College 付属文書館所蔵の史料を紐解くことによりようやく内容の明確となる事柄も少なからずある。M. スパフォード教授も『対照をなす諸共同体』では用いていなかったし、また史料はラテン語からなるものが15世紀からあるので、拙著でも対象外であった。「緑箱 Green Box」に保存されるそれらの文書は幸い整理・分類がゆきとどいているためにその内容を知ることができたのである。とくに上記の調査で歩いた West Fen、Willingham Mere における具体的な土地利用法・利用者について新たな知見を得た。
- (41) 残る1名は譲り手と同じサットン在の John Jowderrell なる人物である。
- (42) その中にはウィリアム・クリスプ (ハズバンドマン) へのリースとなった Long Shelford's Fen における地面 ground 10 ルードも含まれる。この共同用益地は教区では Willingham Mere よりもさらに北西端にあった。白鳥群の飼育については会計簿の別巻に記録がある。
- (43) A message formerly belonging to John Bere, 7a of arable land, 2r. of meadow and 1/2r. of fen.
- (44) A. J. Gautrey, *The Fews of Cambridge-shire: A Family History* (Eastbourne, 1972) は、この Few 家の系譜を史料が豊かであり子孫も多いウィリンガム教区を中心にしたどったものである。教区登録簿のみならず遺言書や遺産目録などの教会検認記録も系譜学の常道として用いた上で、Jesus College Chantry Land (教会堂付属小礼拝堂寄進地：ヘンリー8世期の宗教改革による修道院所領の没収・売却の結果カレッジが入手) 関係資料からも情報を得ている。
- (45) Ibid., pp.5-7.
- (46) 拙著『村の相伝』145-6頁。
- (47) M. Spufford, *Contrasting Communities*, pp.150-1.
- (48) 家系をたどっていくのなら、ケンブリッジ市に移住したものがいたののだが、ケンブリッジ側にウィリンガムについての言及はあるのに対し、ウィリンガム側からケンブリッジ市への言及はない。ちなみに長らく続く系統としてはボウル Bowle 家もあるが、こちらもやはりオーヴァーに1件のみである。

(たかはし・もとやす)